

京都市における昭和3年以前の除籍簿について

京都市は、昭和3年以前の除籍簿について、戸籍法施行規則第5条第4項の規定により保存期間を経過していることから廃棄しています。

本件に関する問合せ先

京都市文化市民局地域自治推進室

075-222-3085